

様式第5号（第7条関係）

平成31年2月25日

横手市議会議長 齋藤光司 様

横手市議会議員政治倫理審査会  
会長 小野正伸



### 審査結果報告書

平成30年12月10日付で審査請求のあった件について、横手市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

審査請求の対象となった議員の氏名	山形 健二
審査請求の対象となった事由の該当条項	横手市議会議員政治倫理条例第3条第1号及び第6号
審査請求の対象となった事由の内容	平成30年12月4日の12月定例会一般質問において、市に対して行う契約等に関し、市民の疑惑を招く発言をしたこと。
審査の結果	平成30年12月4日の12月定例会一般質問における山形議員の新電力との電力供給契約を誘導すると受け止められる発言は、横手市議会議員政治倫理条例第3条第6号に抵触する内容であると認定する。 また、その際、議長から発言に注意するよう求められたにもかかわらず、発言内容を修正せず継続したことは、同条例第3条第1号に抵触すると認定する。 なお、審査の経過等、詳細は別紙のとおりである。
措置を講じる場合の意見の内容	議長等の役職辞任勧告が相当であると判断する。併せて、附帯意見を付する。



別紙

横手市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

**1. 審査会の設置**

平成 30 年 12 月 10 日に市議会議員 10 名から横手市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、条例第 6 条の規定に基づき翌 12 月 11 日に横手市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、議員 10 名を審査会委員に任命した。

**2. 審査の経過**

第 1 回 平成 30 年 12 月 12 日（水）出席者 10 名

議題	内容
1 正副委員長の互選について	1 会長、副会長の互選を行った。
2 所掌事務等について	2 条例、規則に規定されている所掌事務等について確認した。
3 審査請求書について	3 審査請求の対象となる事実確認を行い、審査請求の適否、政治倫理基準に違反する疑いのある行為が存在すると判断した。
4 その他	4 会議傍聴者、審査経過と結果等の取り扱いについて、今後の審査事項、次回の日程について協議した。

第 2 回 平成 30 年 12 月 26 日（水）出席者 10 名

議題	内容
1 被審査議員の事情聴取について	1 被審査議員である山形議員に出席を求め、文書による事前質問に対する回答を受けるとともに、各委員から追加質疑を行った。
2 被審査議員の弁明について	2 山形議員より弁明があった。
3 その他	3 再調査の必要性と調査事項を確認するとともに、情報公開について協議した。

現地調査 平成 31 年 1 月 8 日 (火) 出席者：正副会長

調査事項	内 容
1 山形議員が経営する企業の新電力との契約に関する営業について	増田の自営業者より左記事項を聞き取りした。
2 12 月議会での一般質問について	1 一般質問の約 1 ヶ月前に、山形議員が経営する企業の社員と新電力の社員が営業に来た。11 月下旬、議員が一人で来店し新電力の話をして行った。また、12 月下旬に議員が新電力の話をして帰ったと知人から聞いた。
3 その他	2 一般質問に関する文書は見たことがない。 3 議員を普段増田の街中では見かけない。活動の拠点は十文字だと思っている。また、山形議員が経営する企業の実態についてはよくわからない。

第 3 回 平成 31 年 1 月 16 日 (水) 出席者 10 名

議 題	内 容
1 現地調査結果について	1 正副会長が 1 月 8 日に増田の自営業者から聞き取りした内容について委員へ説明した。
2 被審査議員の再聴取について	2 山形議員に再度出席を求め、12 月 26 日の回答内容と現地調査結果で相違する部分に対し質疑を行った。
3 その他	3 再度現地調査する必要はない事を確認した。

第 4 回 平成 31 年 1 月 23 日 (水) 出席者 10 人

議 題	内 容
1 審査結果について	1 審査結果について協議した。
2 その他について	2 次回の日程等を協議した。

第 5 回 平成 31 年 2 月 12 日 (火) 出席者 10 人

議 題	内 容
1 審査結果報告書について	1 審査結果報告書について協議した。

### **3. 審査会において認定された事実及び判断根拠**

平成30年12月11日設置された審査会において認定された事実は以下のとおりである。

- ① 山形議員は一般質問において、「自分は電力の経費削減に関わる仕事をしており、自分を利用することで市においてもそれが可能となる」旨発言している。これは、市に対して自らとの契約を誘導していると受け取られる発言である。
- ② 審査会の席上、山形議員は、「新電力との契約仲介は自らの生業とするものではなく、市と契約をする意図はなかった」と弁明したが、昨年11月頃に、自らが代表を務める企業の社員及び新電力の代理店の社員が、新電力との契約獲得のため増田地域内で営業訪問を行っている。また、11月下旬と12月下旬には、山形議員が単独で増田地域内において新電力との契約のための営業訪問を行っている。
- ③ 平成30年12月2日現在において、ブログに以下のとおり記載している。

「(前略)私の職業は一部の事に特化した、経費削減コンサルタントです。  
この内容について私が一般質問するとどうなるか。  
横手市が払う電気代が安くなります。間違いなくです。  
なぜか、詳しくは一般質問をお聞きいただければと思います。」
- ④ 条例第3条第6号では、議員は議会の審議等を通じて市の事務及び事業に影響力を持つことを認識し、市に対して行う請負その他の契約に関し、市民の疑惑を招くことのないようにしなければならないと規定されている。

しかしながら、上記①は、山形議員が自らの発言が市の契約事務に影響力を持つことを認識し、そのことを他に知らしめていることに他ならない。
- ⑤ また、上記②③により、一般質問を傍聴した市民、ブログを見た市民の多くは、山形議員が新電力の契約獲得の営業活動を行っており、一般質問の機会を自らの営業活動に利用していると認識している。

よって、山形議員の意図にかかわらず、多くの市民には山形議員が一般質問という議会活動を通じて市の契約行為に関与しようとしたと受け取られている。このことは条例第3条第6号に抵触すると認めざるを得ない。
- ⑥ そもそも、山形議員の新電力に関する言動は、地方自治法第92条の2の規定により、議会の議員は当該普通地方公共団体に対し請負をする者たることができない

ことを認識していれば、なし得ない行動である。

さらに、山形議員は一般質問の途中、議長から発言には気を付けるよう注意されたにもかかわらず、（自分を）ぜひ利用していほしい旨、発言を重ねている。このことは、条例第3条第1号に抵触する行為と判断する。

- ⑦ 以上の内容により、審査会は、山形議員の言動には、条例第3条第1号及び第6号に抵触する内容が含まれていたと結論する。

併せて、横手市議会議員政治倫理条例施行規則第7条に基づく措置について、山形議員に対し、「議長等の役職辞任勧告」が相当、すなわち「広報広聴委員会広報分科会副分科会長職を自ら辞すべきである」と意見を添える。

さらに、附帯意見は今回の事例を繰り返さないことを求める審査会の強い意思表示に他ならない。

- ⑧ なお、審査会において、山形議員の一般質問における消防団員の報酬の払い込みに関する発言について、山形議員自身も消防団員で当事者であり、自己の利益につながる質問と受け取られかねず、条例第3条第1号の規定に抵触するとの意見もあったが、その判断には至らなかった。

#### 4. 審査請求事項に関する附帯意見

審査会は本件を今後の戒めとするため、以下の附帯意見を付する。

「山形議員の発言が議場における一般質問の際になされたことに鑑み、議場においてしかるべき機会に議長より当審査会の審査結果を山形議員へ伝達するとともに、山形議員は反省の弁を述べることが必要である。よって、議長においてこれを山形議員に求め発言を許可されるよう要請する。さらに、今回の言動はこれまで取り組んできた議会改革に水を差すものであるため、山形議員においては議会改革推進会議の委員の職にとどまるることはふさわしくないと料される。」

以上、横手市議会議員政治倫理審査会全会一致の判断である。

## 横手市議会議員政治倫理審査会委員名簿

平成30年12月11日任命

委員席	氏 名	会派	備考
1	佐藤 誠洋	新風の会	
2	寿松木 孝	さきがけ	
3	菅原 正志	市民の会	
4	塩田 勉	さきがけ	
5	小野 正伸	新政会	会長
6	高橋 和樹	みらい	
7	遠藤 忠裕	新政会	
8	鈴木 勝雄	日本共産党	
9	木村 清貴	新風の会	副会長
10	菅原 亀代嗣	市民の会	